

新ごみ処理施設整備基本計画

【概要版】



四條畷市交野市清掃施設組合

新たなごみ処理施設の整備にあたって

四條畷市交野市清掃施設組合（以下、「本組合」といいます。）は、四條畷市と交野市から排出されたごみの処理を適正に行うために、両市によって設置された一部事務組合です。

本組合には、1日に90tのごみ进行处理する焼却炉が2炉（合計180t）ありますが、稼働開始から40年以上経った現在では、施設の経年的な老朽化が激しく、施設は限界にきています。

そこで、将来にわたって安定したごみ処理を続けていくためには、新たなごみ処理施設を整備する必要があります。

新ごみ処理施設整備基本計画策定までの経過

新たなごみ処理施設を整備するにあたり、施設規模、処理方式、環境保全計画など、新たなごみ処理施設の基本的な方向を定める「新ごみ処理施設整備基本計画」（以下、「施設基本計画」といいます。）を策定しました。

- 初めに、両市の公募市民、学識経験者、行政職員で構成する「新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会」（以下、「基本計画検討委員会」といいます。）を設置しました。
- 基本計画検討委員会は、平成21年1月から10月までの期間で10回開催され、施設基本計画「素案」をまとめました。
- 処理方式の選定にあたっては、基本計画検討委員会が、4点の「処理方式選定のための評価項目」（①「周辺環境の保全と調和」②「安全な・安心できる・安定した施設」③「エネルギー回収システムの効率化」④「経済性に優れた施設」）を定めました。
- また、処理方式を選定するために、基本計画検討委員会とは別の専門組織として、学識経験者で構成する「新ごみ処理施設処理方式検討委員会」（以下、「処理方式検討委員会」といいます。）を設置しました。
- 処理方式検討委員会は、平成21年5月から9月にかけて開催され、4点の「処理方式選定のための評価項目」に沿って検討を行い、本組合における最適な処理方式を選定しました。
- この選定結果は、基本計画検討委員会に報告され、同委員会にて了承後、施設基本計画「素案」に反映されました。
- 平成21年11月5日から12月4日までの期間で、この「素案」について広く市民のみなさまのご意見をお聞きする機会（パブリックコメントといいます。）を設けました。

施設整備コンセプトを決めました

施設整備コンセプトとは、新たなごみ処理施設のあり方を表現するもので、施設基本計画を策定する上で基本となる概念です。施設基本計画では、次の5点を施設整備コンセプトとしました。

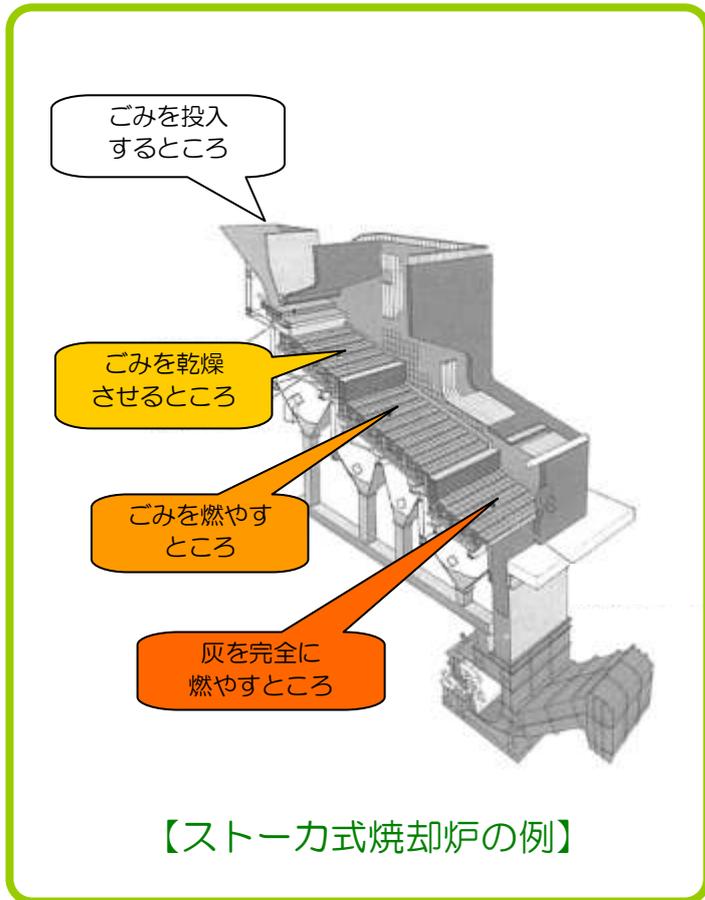
- 周辺環境の保全と調和
- 安全な・安心できる・安定した・経済性に優れた施設
- 外的要因による変動にも対応した適正な施設規模の計画づくり
- エネルギー回収システムの効率化
- 循環型社会に向け、市民と行政の信頼関係の構築に寄与する施設

熱回収施設について

熱回収施設の処理方式が決まりました

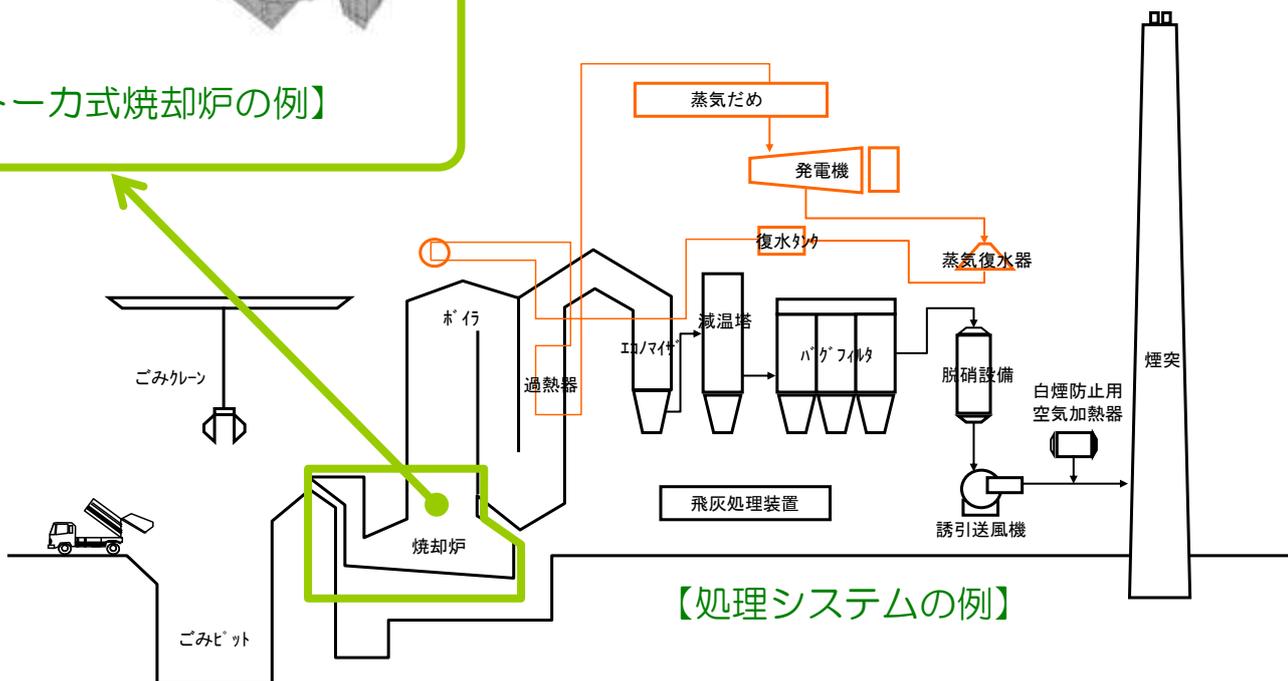
熱回収施設とは、ごみを燃やして処理し、その熱を利用して発電などを行う施設のことをいいます。本組合にとって熱回収施設の最適な処理方式は、次の方式に決まりました。

ストーカ式焼却炉



熱回収施設の規模
約 140 t / 日 (70t/24h×2 炉)

この施設では、ごみを処理するだけでなく、ごみを燃やしたときに発生する熱（エネルギー）を利用して（回収）して発電することができるようにします。



リサイクル施設について

新しくリサイクル施設を整備することにしました

リサイクル施設の規模
約 27 t / 日

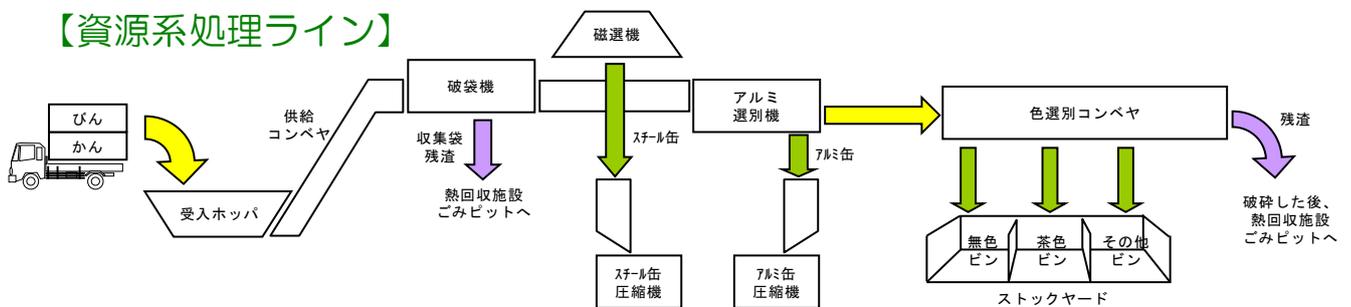
缶・ビン、不燃ごみ、粗大ごみ
可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみ
乾電池、蛍光灯、古紙等

両市のリサイクルをさらに進めていくために、27 t の資源ごみや粗大ごみなどを処理できるリサイクル施設を整備します。

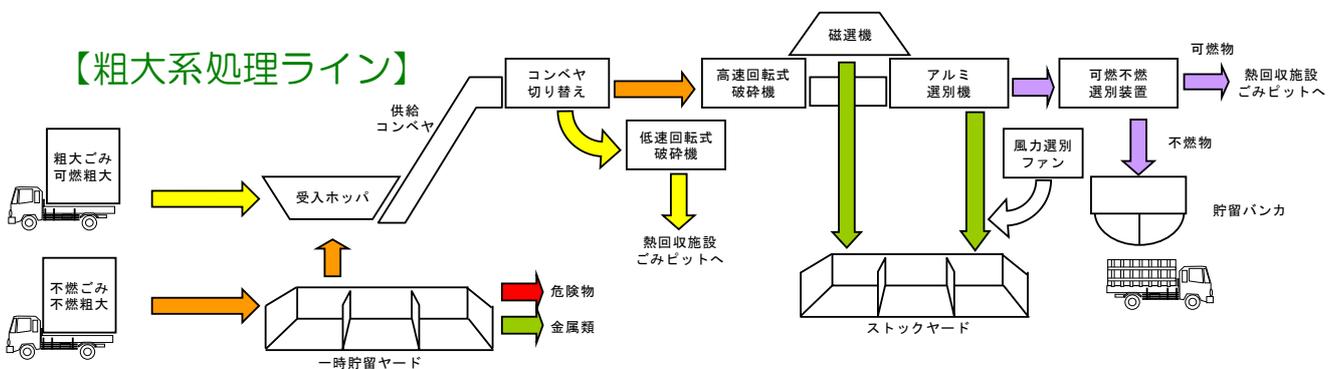
また、新たなおみ処理施設には、環境学習などの啓発機能を備える計画としています。

リサイクル施設での処理システム

【資源系処理ライン】



【粗大系処理ライン】



新たなおみ処理施設の啓発機能のあり方を決めました

新たなおみ処理施設の啓発機能について、あるべき方向性を決めました。

今後は、この方向性に沿って、具体的な啓発機能について検討していきます。

- 施設見学を充実し、環境教育を推進する。
- 市民の自主的な取り組みのための場所を提供する。
- 交流の場を設け、市民と行政のふれあいを育む。
- 国定公園の緑豊かな自然を活かす。
- 経済性を考え、効率よく長続きできる運用を行う。

環境保全計画について

排ガスについては、法規制値よりさらに厳しい計画値を設定するとともに、騒音、振動、悪臭についても法規制値を計画値として設定し、周辺環境の保全のために徹底した施設の運転管理に努めます。

【排ガスに係る法規制値及び計画値】

項目	単位	法規制値	計画値
ばいじん	g/m ³ N	0.08※	0.01
硫黄酸化物	ppm	K 値 1.17	20
塩化水素	ppm	430	20
窒素酸化物	ppm	250	30
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1※	0.1
水銀	mg/m ³ N	—	0.05

※1炉あたりの施設規模に応じて定められています。

【騒音の規制基準】

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時)	昼間 (8時～18時)	夕 (18時～21時)	夜間 (21時～翌6時)
	単位：デシベル	単位：デシベル	単位：デシベル	単位：デシベル
第二種区域	50	55	50	45

【振動の規制基準】

時間の区分 区域の区分	昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌6時)
	単位：デシベル	単位：デシベル
第一種区域	60	55

【特定悪臭物質の規制基準】

物質名	規制基準 (単位 ppm 以下)	物質名	規制基準 (単位 ppm 以下)
アンモニア ※	1	イソバレルアルデヒド ※	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール ※	0.9
硫化水素 ※	0.02	酢酸エチル ※	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン ※	1
二硫化メチル	0.009	トルエン ※	10
トリメチルアミン ※	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン ※	1
プロピオンアルデヒド ※	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド ※	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド ※	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド ※	0.009	イソ吉草酸	0.001

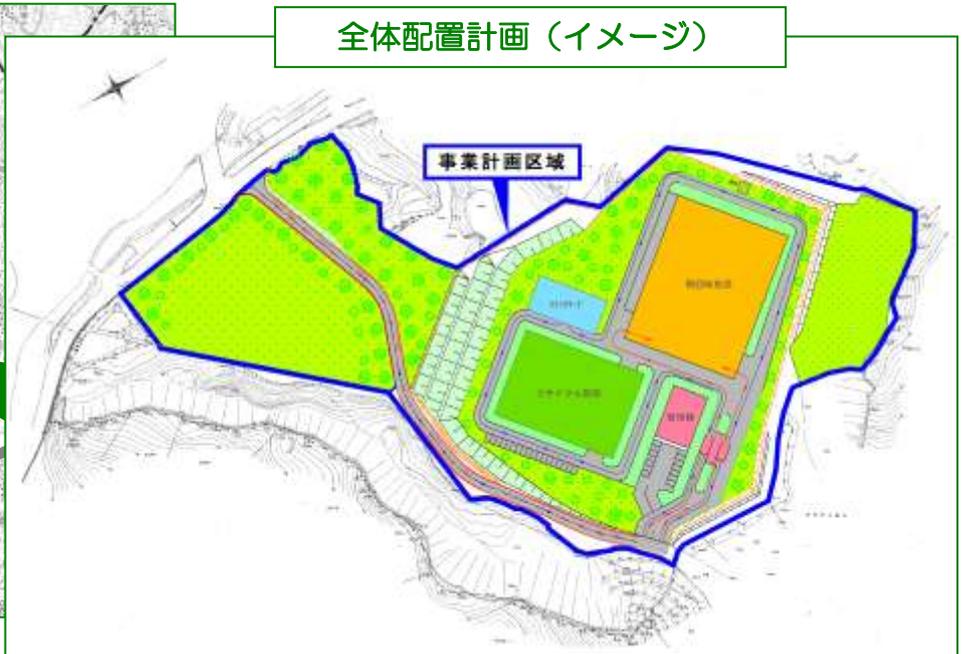
注：表中※の13物質は、煙突排出口における規制も受けます。

【臭気指数規制基準】

規制項目	臭気指数規制基準値
敷地境界線上の規制基準（1号基準）	10
気体排出口の規制基準（2号基準）	排出口から出た臭気に着地地点において敷地境界線上の規制基準（1号基準）以下になるために、排出口において満たさなければならない値（大気拡散式を用いて算出）

施設の位置や施設整備スケジュールなど

事業計画地 交野市大字私市 3029 番地外 約 5.7 ヘクタール



建設費・用地費及び財源内訳（概算）

(単位：千円)

項目	金額	左の財源内訳			
		交付金	起債	一般財源	
建設費	熱回収施設（高効率ごみ発電施設）	10,000,000	3,500,000	5,475,000	1,025,000
	リサイクル施設	2,200,000	660,000	1,353,000	187,000
	計	12,200,000	4,160,000	6,828,000	1,212,000
用地費	用地購入費※	1,830,900		1,830,900	
	敷地造成費	650,000	97,500	443,600	108,900
	計	2,480,900	97,500	2,274,500	108,900
合計	14,680,900	4,257,500	9,102,500	1,320,900	

※ 用地購入費は、全体配置図に示した区域の平成24年度簿価額（平成20年度簿価額により試算）としています。

施設整備スケジュール（予定）

項目/年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
調査・造成（基本・実施）設計	■	■				
敷地造成工事			■			
施設基本設計・発注仕様書作成		■	■			
熱回収施設及びリサイクル施設建設工事				■	■	■

編集発行 四條畷市交野市清掃施設組合

〒575-0063 大阪府四條畷市大字清滝 1051 番地
 TEL 072 (876) 1202 FAX 072 (878) 8101
 E-MAIL soumu2@shikouseisou-osaka.jp URL <http://www.shikouseisou-osaka.jp>